

名取市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

名取市水道事業所より大切なお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」の施行に伴い
2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

◎指定の有効期間が、無期限から **5年間ごとの更新制**に変わります。

これにより現在名取市の指定を受けている指定給水装置工事事業者の方につきましても、指定の有効期間が経過する前に、更新の手続きを行っていただく必要があります。

更新の時期につきましては、指定を受けた時期によって経過措置が設けられる予定です。

更新の手続きは、今後国の政省令の公布等を踏まえて決定した後、名取市指定給水装置工事事業者のみなさまへ**更新手続きのご案内についての通知を送付**させていただく予定です。

また、その際には、随時市のホームページでもお知らせいたします。

◎指定に関する**各種変更手続き**について

各種変更届出の提出は、変更年月日から30日以内となっています。

変更の届出をしていなかった場合、指定の更新が出来ない場合があります。また、変更の届出を行わない場合、指定を取消す場合があります。

指定情報に変更があった場合は、**必ず変更手続きを行ってください。**

◆変更届出の様式については、名取市ホームページ内〈名取市指定給水装置工事事業者の変更等の届出〉内に掲示していますのでご活用ください。

◆更新申請についてのお問い合わせは◆
名取市水道事業所 庶務係
TEL:022-724-7136